

令和 6 年 9 月 24 日

岐阜県環境生活部環境管理課
課長 安藤 英樹 様

株式会社アルト
代表取締役 坂下明義

岐阜県環境影響評価審査会の調査審議について

貴課におかれましては、日頃より、弊社の「六厩クリーンセンター最終処分場整備事業（仮称）」につきまして、格別の御理解及び御指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、令和 6 年 9 月 19 日、岐阜県環境影響評価条例（以下「アセス条例」といいます。）に基づき、令和 6 年度岐阜県環境影響評価審査会（第 1 回）（以下「第 1 回審査会」といいます。）を開催していただきました。岐阜県環境影響評価審査会（以下「審査会」といいます。）の庶務をつかさどられる貴課において、開催に係る諸々の事務や調整に御対応くださったことにつきまして、厚くお礼申し上げます。

さて、引き続き、アセス条例に基づき審査会で御審議いただくに際しまして、下記 1 のとおり、第 1 回審査会の調査審議に関する弊社の見解をお示しした上で、今後の審査会の運営に関して、貴課に依頼させていただきます。

また、下記 2 のとおり、第 1 回審査会の資料 6 の 2（7）「関係地域の範囲について」について、弊社の見解をお示しさせていただきます。

記

1 審査会の調査審議について

(1) 審査会の審査対象

アセス条例 10 条 1 項には、「知事は、（略）方法書の内容について環境の保全の見地からの意見を記載した書面（以下「第一次知事意見書」という。）を作成し、これを事業者に送付するとともに、その写し

を関係市町村長に送付しなければならない。」（下線部引用者）と規定されています。

また、同条4項には、「知事は、第一次知事意見書を作成するときは、必要に応じて岐阜県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。」と規定されています。

そして、令和6年9月2日付け環影第7号の4「令和6年度岐阜県環境影響評価審査会（第1回）の開催について」には、「貴職から提出された六厩クリーンセンター最終処分場整備事業（仮称）に係る環境影響評価方法書の審査を行うため、下記のとおり標記審査会を開催します。」（下線部引用者）と記載されています。

さらに、第1回審査会の冒頭では、安藤課長が、委員に対して、資料1に沿ってアセス条例の手続の流れを説明された上で、適切に知事意見を述べるためによろしく御審議いただきたい旨の発言をされたところです。

このようなアセス条例の規定及び開催通知の記載等からして、令和6年度第1回の審査会の審査対象となるべき事項は、本事業に係る「方法書の内容」でした。

(2) 第1回審査会の議事

第1回審査会では、多くの学識経験者の先生方が委員として御出席くださり、弊社の方法書の内容について、専門的知見に基づく貴重な御指摘や有益な御意見を数多く頂きました。

しかし、その一方で、委員の御質問や御意見の中には、方法書の内容とどのような合理的関連性があるのか、御趣旨をはかりかねるものもありました。

たとえば、以下のようなものです。

- ステイクホルダーである地元住民からの理解や、地元住民への補償をどうするのかについての御質問。
- 地元への配慮を明文化すべきとの御意見。
- 今の弊社幹部の思いを数十年後にどのようにつないでいくのかという御質問

委員会の庶務を処理される貴課におかれましては（アセス条例施行規則51条）、是非とも、これらの御質問や御意見が、方法書の内容の

審査とどのように合理的に関連するのか、弊社に対して御教示賜りますようお願い申し上げます。

(3) 弊社の見解

弊社としましては、引き続き、アセス条例に基づく手続を適切に履践していくこと、審査会に真摯な姿勢で臨んでまいりますことに、何ら変わりはありません。

しかしながら、今後、審査会の場において、方法書の内容と合理的な関連性の認められない事項が審議の対象となり、質疑が行われ、その場で具体的な回答を求められるということであれば、そのような議事進行は、アセス条例の規定に照らし、審査会の権限の逸脱濫用に当たる可能性が高いものと考えます。

そして、そのような議事進行があった際には、審査会のその場において、弊社側から、審査会会長ないし事務局の長である環境管理課長に対して、議事進行に対する疑義を申し述べ、アセス条例上の適法性や正当性に関する御見解をお尋ねすることがあり得ることを、あらかじめ通知申し上げます。

(4) 貴課への依頼

つきましては、貴課におかれましては、次回の審査会までの間に、会長はじめ委員の先生方に対して必要かつ十分な説明をしていただくなどして、アセス条例を適法かつ正当に運用していただきますよう、お願い申し上げます。

2 「関係地域」の範囲について

(1) 資料6の記載

資料6は、「六厩クリーンセンター最終処分場整備事業（仮称）環境影響評価方法書に係る委員意見以外に審議いただきたい事項」という文書名です。左欄に「環境への影響要因」として項目が記載され、項目ごとに、右欄に「委員意見以外に審議いただきたい事項」が記載されています。

この中の2（7）は、左欄に「関係地域の範囲について」と記載され、右欄に「○現在の関係地域についてどのように考えるか。（庄川下流域（富山県）を関係地域に含めるべきという意見あり）」「○「岐阜

県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続き〔原文ママ〕の適正化等に関する条例〕に基づく周知地域の範囲について、放流水が低水量時に100倍に希釈される地点を範囲とする考え方があるため、確認する必要があるのではないかと記載されています。

(2) 条例の規定

アセス条例2条6号は、アセス条例上の「関係地域」の意義を、「事業者が対象事業を実施しようとする地域及びその周辺地域で、当該対象事業の実施に伴い環境に著しい影響を及ぼすおそれのある地域をいう。」（下線部引用者）と定義しています。

一方、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例（以下「施設設置手続適正化等条例」といいます。）11条2項は、「周知地域は、産業廃棄物処理施設等の設置等により生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域として規則で定める地域を基準として定めなければならない。」（下線部引用者）と規定しています。

(3) 弊社の見解

まず、アセス条例と施設設置手続適正化等条例とは、その趣旨、目的、内容及び効果がいずれも異なっていることは、改めて詳論するまでもありません。そして、貴課が問題としているのは、アセス条例上の「関係地域」と施設設置手続適正化等条例上の「周知地域」ですが、両「地域」自体の性質も異なっています。したがって、後者の規定の内容を、前者の解釈に持ち込むということには、法の解釈として、何ら合理的な理由がありません。

次に、アセス条例の関係地域の定義には「著しい影響を及ぼすおそれ」とありますが、施設設置手続適正化等条例の周知地域については、「影響を及ぼすおそれ」であって、「著しい」という限定はありません。したがって、文言それ自体の語義としても、施設設置手続適正化等条例を引き合いに出すことには、何ら合理的な理由がありません。

さらに、そもそも、「現在の関係地域についてどのように考えるか」は法文の解釈適用の問題であって、アセス条例上の「関係地域」の範囲を判断することは審査会の権限の範囲外です。したがって、アセス条例の運用として、貴課が審査会に対して、「現在の関係地域についてどのように考えるか」の審議を委ねることには、アセス条例の運用と

して何ら合理的な理由がありません。

(4) 貴課への依頼

つきましては、貴課におかれましては、「関係地域の範囲」の解釈適用を審査会の審議に委ねるようなことをなさることなく、アセス条例を適法かつ正当に運用していただきますよう、お願い申し上げます。